

3 / 1 4 (木) の発表

報道発表資料の配付日時 3月14日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	インフルエンザ警報の発令について(速報値)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 北海道では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症発生動向調査を実施しています。</p> <p>○ 令和6年(2024年)第10週(令和6年3月4日～3月10日)において、室蘭保健所管内の定点あたりのインフルエンザ患者数が、警報基準である30人以上となったことから、まん延予防のため警報を発令します。</p>		
参考	資料 インフルエンザ警報の発令について		

報道(取材)に当たってのお願い	<p>住民に対し、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行等、感染予防の呼びかけをお願いします。</p> <p>この発表についてのお問い合わせは、本日17時30分までをお願いします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	;	(場所) 道政記者クラブ

担当 (連絡先)	<p>北海道胆振振興局保健環境部保健行政室</p> <p>健康推進課長 成澤 弘美</p> <p>(TEL: 0143-24-9528)</p>		
-------------	--	--	--

インフルエンザ警報の発令について(速報値)

令和6年3月14日(木) 15時00分

北海道胆振総合振興局保健環境部
保健行政室(北海道室蘭保健所)
電話: 0143-24-9528

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年(2024年)第10週(令和6年3月4日～令和6年3月10日)において、室蘭保健所管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、インフルエンザ警報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数(第10週速報値)

区分	室蘭	全道	全国
定点あたり患者数	70.75人	35.01人	集計中

2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行等によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>)

3 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数(表示は、「患者/定点」単位:人)

	第6週 (2/5～2/11)	第7週 (2/12～2/18)	第8週 (2/19～2/25)	第9週 (2/26～3/3)	第10週 (3/4～3/10)
室蘭保健所	56 (7.00)	73 (9.13)	170 (21.25)	143 (17.88)	566 (70.75)※
全道	3,772 (16.76)	4,751 (21.12)	5,449 (24.22)	6,127 (27.35)	7,842 (35.01)※
全国	118,254 (23.99)	101,907 (20.65)	82,793 (16.77)	68,883 (13.96)	集計中

※第10週の患者報告数は速報値。

(2) インフルエンザの注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により、室蘭保健所管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】 注意報: 1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合
警報: 1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合
※警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続